

「日本再興戦略」改訂2014(抜粋)

平成26年12月26日
総合海洋政策本部事務局

「日本再興戦略」改訂2014において、海洋資源開発関連産業の育成に向け、民間事業者の参入促進に向けたアクションプランの策定等を行うこととされている。

○成長戦略（「日本再興戦略」改訂2014）（平成26年6月24日閣議決定）（抜粋）

テーマ2：クリーン・経済的なエネルギー需給の実現

（3）新たに講ずべき具体的施策

③海洋資源開発の推進及び関連産業の育成

海洋資源開発関連産業の育成に向けて、海洋資源開発に係る技術の開発支援を行うとともに、海洋開発の基盤となる技術者の育成システムの構築に向けた検討を今年度より開始する。また、海洋調査データの収集・管理・公開に関する共通ルール策定など、民間事業者の海洋資源開発関連分野への参入促進に向けた環境整備のためのアクションプランの策定等を行う。

検討会議の設置



今般、総合海洋政策本部幹事会の下に、「海洋資源開発関連産業アクションプラン検討会議」を設置し（別紙参照）、関係機関が緊密に連携して、海洋資源開発関連産業アクションプランを策定する。

海洋資源開発関連産業アクションプラン検討会議の設置について

平成26年12月18日
総合海洋政策本部幹事会決定

1. 趣旨

我が国の海洋資源開発関連産業の育成に向けて、民間事業者の海洋資源開発関連分野への参入促進に向けた環境整備のためのアクションプランの策定について、関係機関が緊密に連携して検討していくため、総合海洋政策本部幹事会の下に、海洋資源開発関連産業アクションプラン検討会議（以下「検討会議」という。）を設置する。

2. 構成

（1）検討会議の構成は、次のとおりとする。

議長 内閣官房内閣審議官（総合海洋政策本部事務局長）

構成員 内閣府政策統括官（科学技術・イノベーション担当）

外務省総合外交政策局長

文部科学省研究開発局長

農林水産省水産庁長官

経済産業省資源エネルギー庁長官

国土交通省総合政策局長

独立行政法人海洋研究開発機構理事

独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構理事

独立行政法人海上技術安全研究所理事

（2）議長は、必要に応じ、構成員以外の者の出席を求めることができる。

3. その他

検討会議の庶務は、内閣官房総合海洋政策本部事務局において処理する。